

○石川工業高等専門学校学業成績評価及び進級・卒業認定に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日 規則第 557 号  
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 29 年 3 月 8 日 一部改正  
令和 4 年 1 月 12 日 一部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学業成績の評価及び進級・卒業の認定については、別に定めのある場合を除き、この規程に定めるところによる。

第 2 章 試験

(試験)

第 2 条 本校における試験は、定期試験、追試験及び単位追認試験とし、その他授業担当教員が必要に応じて行うものとする。

(定期試験)

第 3 条 定期試験は、各学期の中間及び学期末の年 4 回行うものとする。

2 定期試験以外の方法で評価し得る科目については、定期試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第 4 条 追試験は、病気事故その他やむを得ない事由により、定期試験を受けることができなかった者について行うことがある。

(単位追認試験)

第 5 条 単位追認試験は、学業成績が第 1 学年から第 3 学年までの開講科目は 50 点未満、第 4 学年から第 5 学年までの開講科目は 60 点未満の科目（以下「未修得科目」という。）を有して進級を認められた者及び未修得科目を有する状態で卒業、退学を希望する者について行うことがある。

(試験の欠席)

第 6 条 正当な理由なく試験を欠席した場合は、当該試験成績を 0 点とする。

(不正行為)

第 7 条 試験において不正行為を行った場合は、当該試験期間中の全科目の試験成績を 0 点とする。

第 3 章 学業成績評価及び単位認定

(学業成績の評価)

第 8 条 学業成績の評価は、予め明示された評価方法に基づき 100 点法により行うものとする。

第 9 条 学業成績の評価は、次の算式による年間欠課時数が年間授業時数の 4 分の 1 を超えていない科目についてのみ行う。

$$\text{年間欠課時数} = A \times 3 / 4 + B$$

A：病気事故による長期欠席（通院を含めて 3 週間以上の療養を要する診断書が提出された者）、その他やむを得ない事由によると認められた欠課時数

B：A の場合以外の欠課時数

(学業成績の評語)

第 10 条 学業成績の評語は、S、A、B、C、D 及び不可とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格又は認定の評語とすることがある。その区分は次表のとおりとする。

(1) 第 1 学年から第 3 学年までの開講科目

評 語	評 価
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
D	50 点以上 60 点未満
不可	50 点未満
合格 認定	50 点以上

(2) 第 4 学年から第 5 学年までの開講科目

評 語	評 価
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
不可	60 点未満
合格 認定	60 点以上

第 1 1 条 学業成績の評価が第 1 学年から第 3 学年までの開講科目は 50 点以上、第 4 学年から第 5 学年までの開講科目は 60 点以上の科目について単位を認定する。

(成績の通知)

第 1 2 条 成績の評価は、学生については各学期の中間及び前期末に、保護者については各学期末に通知するものとする。成績評価に係る疑義申立てについては別に定める。

#### 第 4 章 進級・卒業認定

(進級認定基準)

第 1 3 条 次の各号に掲げる条件をすべて満たした者について、次学年への進級を認めるものとする。

- (1) 第 1 学年から第 3 学年については、特別活動における年間欠課時数が年間授業時数の 4 分の 1 を超えていない。
- (2) 各学年で修得が義務付けられている単位数を構成する科目（以下「修得すべき科目」という。）の単位を修得している。
- (3) 学校行事への出席が良好である。

(進級認定基準の特例及び単位追認試験)

第 1 4 条 前条第 2 号に掲げる条件を満たさない者であっても、未修得科目において 30 点未満の科目を有さず、かつ、当該学年での未修得科目数に前学年までの未修得科目を加えたもの（以下「累積未修得科目数」という。）が 3 科目以内である者は、次学年への進級を認めることがある。

2 前項の規定により進級が認められた者は、未修得科目に対して実施される単位追認試験を受験し、合格しなければならない。

3 単位追認試験で合格となった科目の学業成績の評価は、第 1 学年から第 3 学年までの開講科目は

50点とし、第4学年から第5学年までの開講科目は60点とする。なお、学級内順位は変更しない。  
(原学年留置及び修了認定)

第15条 進級が認められなかった者は、原学年に留まるものとする。この場合、当該学年で認定された単位はすべて無効とし、当該学年で修得すべき科目をすべて再履修しなければならない。

2 原学年に留められる者が退学を希望する場合には、当該学年で修得すべき科目の学業成績がすべて評価されており、かつ、学年ごとに次の単位数を修得しているときは、当該学年の修了を認めることがある。

- (1) 第1学年 17単位
- (2) 第2学年 48単位
- (3) 第3学年 82単位
- (4) 第4学年 116単位

3 前項の規定により第1学年又は第2学年の修了を認められた者には、当該学年までの未修得科目のうち、30点以上の科目について単位追認試験を実施することがある。この場合、単位追認試験で合格となった科目の学業成績の評価は50点とし、学級内順位は変更しない。

4 前条の規定により進級が認められた者が退学を希望する場合には、当該進級前の学年の修了を認めることがある。

(卒業認定基準)

第16条 次の各号に掲げる条件をすべて満たした者について卒業を認めるものとする。

- (1) 最終学年までの修得すべき科目の単位をすべて修得している。
- (2) 卒業研究の単位を修得している。
- (3) 学校行事への出席が良好である。

(卒業認定基準の特例)

第17条 前条第1号に掲げる条件を満たさない者については、最終学年で修得すべき科目の学業成績において30点未満の科目を有さず、かつ、累積未修得科目数が3科目以内である場合、実施される単位追認試験にすべて合格したときに卒業を認めることがある。

2 単位追認試験で合格となった科目の学業成績の評価は、第1学年から第3学年までの開講科目は50点とし、第4学年から第5学年までの開講科目は60点とする。なお、学級内順位は変更しない。  
(最終学年留置及び修了認定)

第18条 卒業が認められなかった者は最終学年に留まるものとする。この場合、最終学年で認定された単位はすべて無効とし、最終学年で修得すべき科目をすべて再履修しなければならない。

2 最終学年に留められる者が退学を希望する場合には、第4学年の修了を認めることがある。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度の第5学年については、改正後の規則第5条、第10条、第11条、第14条及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月12日から施行する。